

「誰」と言っていてこちらの主張を突き詰めて読めしめよう。請求額を支払うことで裁判をすぐに終わらせ、それによって遺族側に原因追及をさせないことが狙いだ。そうさせないためには、丸呑みできない金額で訴えろしかな。佐川氏と園に、対し、総額一億一千万円余の賠償を求めよう。裁判はあくまで佐川氏を法廷に呼び出し、謝罪を求め、真相を追究するのが目的。訴状の冒頭にも一本件訴訟の目的は、第一に、なぜ亡くなった本件自殺に追

い込まなければならなかったのか、その原因と経過を明らかにする点にある」と明記されている。だから勝訴して得られた賠償金は、何らかの形で世のため人のために役立てたいと考えている。特に、二度と公文書改ざんなどという不正が起きないようにするために。三月十五日、私は東京都内の佐川氏の自宅を訪れた。室内に灯りがついている。誰かがいることは間違いない。インターホンを押した。一度、二度、反応はない。三度目、私はインター

ホンの前に俊夫さんの手記を掲げて言った。「佐川さん、これは近畿財務局の亡くなった赤木さんが遺した手記です。これを読んで頂けませんか?」……それでも反応はない。家の中で聞いているのか、見ているのかもわからない。最後に私は「手紙を郵便受けに入れておきますので、お読みください」と言い残し、その場を立ち去った。これを昌子さんに伝えると「私も何度もピンポンされる恐怖を味わったので少し気の毒です」と話した。未を遣い

詰めた佐川氏にも同情を寄せざる心優しい人なのだ。現在六十二歳の佐川氏。二年前に国税庁長官を辞任した後は再就職もせず、財務省OBの集まりなどにも顔を出していないという。「全責任を負う」と言ったとされる美並氏にも取材を申し入れると、「法務文書の改ざんについては、平成三十年六月四日に調査報告書を公表している通りです。おじくになりなされた職員については、誠に残念なことであり、深く哀悼の意を表したいと思います」

と財務省の広報室を通じて回答があった。三月十八日、昌子さんは大阪地裁に提訴する。被告となる園と佐川氏は、どのように応じるだろうか? さらに、責任があると名指された財務官僚たちは? 彼らを統率する責任がある安倍首相と麻生財務大臣は? そしてそもそも発端となった森友学園の小学校の名誉校長だった首相夫人の安倍昭恵さんは? みな赤木俊夫さんと昌子さんの訴えをどのように受けとめるだろうか?

自宅のPCに置かれたA4で7枚の「手記」

32  
出典:週刊文春 3月26日号より小西洋之事務所作成  
2020年3月26日 参議院予算委員会  
立憲・国民・新緑風会・社民 小西洋之

# 赤木俊夫氏が遺した「手記」

手記

平成30年2月(作成中)

〇はじめに

私は、昨年(平成29年)2月から7月までの半年間、これまで経験したことがないほど異例な事案を担当

し、その対応に、連日の深夜残業や休日出勤を余儀なくされ、その結果、強度なストレスが蓄積し、心身に支障が生じ、平成29年7月から病氣休暇(休職)に至りました。これまで経験したことがない異例な事案とは、今も世間を賑わせてい

る「森友学園への国有地売却問題」(以下「本件事案」という)です。本件事案は、今も事案を長期化・複雑化させているのは、財務省が国会等で事実と異なる虚偽の答弁を繰り返していることが最大の原因であり、この対応に心身ともに痛み苦しんでいます。

この手記は、本件事案に関する真実を書き記しておく必要があると考え作成したものです。以下に、本件事案に関する真実等の詳細を書き記します。

## 1. 森友学園問題

私は、今も連日のように国会やマスコミで政治問題として取り上げられ、世間を騒がせている「森友学園への国有地売却問題」(以下「本件事案」という)を、昨年(平成29年)2月から担当していました。本件事案が社会問題化することとなった端緒は、平成29年2月9日、朝日新聞がこの問題を取り上げたこと。朝日新聞が取り上げた日の前日の平成29年2月8日、豊中市議が国に相手に、森友学園に売却した国有地の売買金額の公表を求める訴えを提出

し、その対応に、連日の深夜残業や休日出勤を余儀なくされ、その結果、強度なストレスが蓄積し、心身に支障が生じ、平成29年7月から病氣休暇(休職)に至りました。これまで経験したことがない異例な事案とは、今も世間を賑わせている「森友学園への国有地売却問題」(以下「本件事案」という)です。本件事案は、今も事案を長期化・複雑化させているのは、財務省が国会等で事実と異なる虚偽の答弁を繰り返していることが最大の原因であり、この対応に心身ともに痛み苦しんでいます。

佐担当係長等)です。杉田補佐や担当係長から、現場である財務局の担当者へ、国会議員からの質問等の内容に応じて、昼夜を問わず資料の提出や回答案件作成の指示(メール及び電話)があります。財務局は本省の指示に従い、資料等を提出するのですが、既に提出済みのものも多くあります。通常、本件事案に関わらず、財務局が現場として対応中の個別の事案は、動きがあった都度、本省と情報共有するために報告するのが通常のルール(仕事のやり方)です。本件事案は、この通常のルールに加えて、国有地の管理処分業務の長い歴史の中で、強烈な個性を持ち

に、当時の佐川局長が判断したものと想われます。(2) 国会議員への説明 本件事案に関して、野党議員を中心に財務省に対して、様々な資料を要求されます。本省は、本件事案が取り上げられた当初の平成29年3月の時点では、全ての資料を議員に示して事実を説明するという姿勢であったのです。ところが、(当時)佐川理財局長の指示により、野党議員からの様々な追及を避けるために原則として資料はできるだけ開示しないこと、開示するタイミングもでき次第後送りとするよう指示があったと聞いています。(現場の私たちが直接佐川局長の声を聞くことはできませんが、本省(国有財産管理室)杉田補佐からは局長に怒られたとよく言っていました)

近畿財務局が、豊中市に所在する国有地を学校法人森友学園(以下「学園」という)に売却(売買契約締結)したのは平成28年6月20日です。

私は、この時点では、本件事案を担当していませんので、学園との売買契約に向けた金額の交渉等に関して、どのような経緯があったのかについてはその事実を承知していません。

## 2. 全ては本省主導

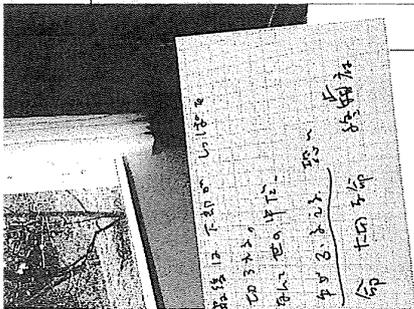
本件事案の財務省(以下「本省」という)の担当窓口は、理財局国有財産管理室(主に担当の杉田補

## できるだけ後送りとするよう指示

(1) 国会対応 平成29年2月以降はほとんど連日のように、衆・参議院予算委員会等で、本件事案について主に野党議員から追及(質問)されます。世間を騒がせ、今も頻りに取り上げられる佐川(前)理財局長が一貫して「面談交渉記録(の文書)」は廃棄したなどの答弁が国民に違和感を与え、野党の追及が収まらないことの原因の一つとなっています。一般的に、行政上の記録を廃棄記録として作成された文書の保存期間

は、文書管理規則上1年未満とされていますので、その点において違法性は無いと思いますが、実際には、執務参考資料として保管されているのが一般的です。この資料(応接記録)を文書管理規則に従って、終始「廃棄した」との説明(答弁)は、財務省が判断したこと。その理由は、応接記録は、細かい内容が記されていますので、財務省が学園に特別の厚遇を図ったと思われる、あるいはそのように誤解を与えることを避けるため

また、野党に資料を提出する前には、国会対応のために、必ず与党(自民党)に事前に説明(本省では「与党レク」と呼称)した上で、与党の了承を得た後に提出するというルールにより対応されてきました(杉田補佐、近畿財務局機管財部長などの話)。(3) 会計検査院への対応



後夫氏の自宅からは顔見えな白木通が見えた

(国有財産担当部門)には、組織としてのコンプライアンスが機能する責任ある体制にはないのです。

4. 決裁文書の修正(差し替え)
本年3月2日の朝日新聞の報道、その後本日(3月7日現在)国会を空転させている決裁文書の調査の差し替えは事実です。

元は、すべて、佐川理財局長の指示です。

局長の指示の内容は、野党に資料を示した際、学園に厚遇したと取られる疑いの箇所はすべて修正するよう指示があったと聞きました。

佐川理財局長の指示を受けた財務本有理財局幹部、杉田補佐が過剰に修正箇所を求め、杉田氏の修正した文書を近畿財務局で差し替えしました。第一回目は昨年2月26日(日)のことです。

当日15時30分頃、出勤していた池

田端統括官から本省の指示の作業が多いので、手伝って欲しいとの連絡を受け、役所に出勤(16時30分頃昼食)するよう指示がありました。

その後の3月7日頃にも、修正作業の指示が複数回あり現場として私はこれに相当抵抗しました。
補償部長に報告し、当初は応じるとの指示でしたが、本省理財局長、中村総務課長をはじめ田村国有財産管理室長などから補償部長に直接電話があり、応じることはやむを得ないと、美並近畿財務局長に報告したと承知しています。
美並局長は、本件に関して全責任を負うとの発言があったと補償部長から聞きました。
補償部長以外にも、松本管財部長、小西次長の管財部幹部はこの事実をすべて知っています。

### 謝っても、気が狂うほどの怖さと辛さ

森友事案は、すべて本省の指示、本省が処理方針を決め、国会対応、検査院対応すべて本省の指示(無責任体制の組織)と本省による対応が社会問題を引き起こし、嘘に嘘を重ねるといふ、通常ではあり得ない対応を本省(佐川)は引き起こしたのです。

この事案は、当初から筋の悪い事

本省からの出向組の小西次長は、「元の調査が書き過ぎているんだよ。」と調査の修正を悪いことも思わず、本省杉田補佐の指示に従い、あっけらかんと修正作業を行い、差し替えを行ったのです。(大阪地検特捜部はこの事実関係をすべて知っています)

これが財務官僚機構の実態なので

パワハラで有名な佐川局長の指示には誰も背けないのです。
佐川局長は、修正する箇所を事細かく指示したのかどうかはわかりませんが、杉田補佐などが過剰反応して、修正範囲をどんどん拡大し、修正した回数は3回ないし4回程度と認識しています。

役所の中の役所と言われる財務省でこんなことがぬけぬけと行われる。

案として、本省が当初から鴻池議員などの懸念を受け止めることから端を発し、本省主導の事案で、課長クラスの幹部レベルで議員等からの要望に応じたことが問題の発端です。
いずれにしても、本省がすべて責任を負うべき事案ですが、最後は逃げて、近畿財務局の責任とするのでしよう。

怖い無責任な組織です。

○刑事罰、懲戒処分を受けるべき者

佐川理財局長、当時の理財局次長、中村総務課長、企画課長、田村国有財産管理室長はか幹部
担当窓口の杉田補佐(悪い事をぬけぬけとやることのできる殺人失格の職員)

この事実を知り、抵抗したといえぬ関わった者としての責任をどう取るか、すべて考えてきました。

事実を、公的立場ですら、しっかりと説明することができません。

今の健康状態と体力ではこの方法をとるしかありませんでした。(55歳の春を迎えることができない怖さと怖さ)

家族(もっとも大切な家内)を泣かせ、彼女の人生を破壊させたのは、本省理財局です。

私の大好きな義母さん、謝っても、気が狂うほどの怖さと、辛さ、こんな人生って何?

兄、甥っ子、そして実父、みんなに迷惑をおかけしました。

きょうなら(編集者注 明らかな誤字・脱字に限り修正。その他はすべて原文のまま掲載)

国会(参議院)の要請を受けて、近畿財務局が本件事案に関して会計検査院の特別検査を、昨年平成29年4月と、6月の2回受検しました。
受検時には、佐川理財局長の指示を受け、本省理財局から幹部職員(田村国有財産管理室長、国有財産業務課補佐ほか、企画課係長)が派遣され、検査会場に同席し、近畿財務局からの説明を本省幹部職員が補足する対応がとられました。

その際、本省の検査院への対応の基本姿勢は、次のとおりです。

- ① 決裁書等の関係書類は検査院には示さず、本省が持参した一部資料(2/3分冊のタッチアップを特参)の範囲内のみで説明する
- ② 現実問題として、上記①のみでは検査院からの質問等に説明(対応)できないとして、田村管理室長が、近畿財務局に保管されている決裁文書等を使用して説明することはやむを得ないと判断して、①の対応が修正された
- ③ 応答記録をはじめ、法律相談の記録等の内部検討資料は一切示さないこと、検査院への説明は「文書として保存していない」と説明するよう事前に本省から指示がありました(誰から誰に指示されたかは不明確ですが、近畿財務局が作成した回答案のチェックを本省内閣係課で分担され、その際資料は提示しない

との基本姿勢が取られていました)

(注)この時、法律相談の記録等の内部検討資料が保管されていることは、近畿財務局の文書所管課等(統括法務監査官、訟務課長、統括国有財産管理官(一))の全ての責任者(統括法務監査官、訟務課長、統括国有財産管理官)は承知していました。
したがって、平成30年2月の国会(衆・予算委員会等)で、財務省が新たに議員に開示した行政文書の存在について、麻生財務大臣や、本田理財局長の説明(行政文書の開示請求の中で、改めて近畿財務局で確認したところ、法律相談に関する文書の存在が確認された(答弁)は、明らかに虚偽答弁なのです。

さらに、新聞紙上に掲載された本年1月以降に新たに発見したとして

### 詭弁を通り越した虚偽答弁が続けられた

- できただけ資料を示さない
  - 検査院には法律相談関係の検討資料は「ない」と説明する
- この事案の対応で、先の国会で連日のように取り上げられた佐川(当時)理財局長の国会答弁の内容と整合性を図るよう、佐川局長と局長の意向を受けた本省幹部(理財局次長、総務課長、国有財産企画課長など)による基本的な対応姿勢が全て

開示した「省内で法的に論点を検討した新文書」について、本年2月19日の衆院予算委員会で、本田理財局長が「当初段階で、法務担当者に伝え、資料に気付く状況に至らなかった。法務担当に聞いていれば(文書の存在)に気付いていたはずだ」との答弁も全くの虚偽である。

それは、検査の際、この文書の存在は、法務担当に聞かなくても、法務担当以外の訟務課・統括国有財産管理官は作成されていることを当然認識しています。これも近畿財務局は本省主導で資料として提示しないとの基本的な対応の指示に従っただけなのです。

また、本省にも報告され保管されていることは、上記2に記載している本省と財務局との情報共有の基本ルールから明らかです。

を物語っています。

(疑問) 財務省は、「このまま虚偽の説明を続けることで国民(議員)の信任を得られるのか。

当初、佐川理財局長の答弁がどこまでダメージコントロールを意識して対応されていたかといえば、当面にはなかったのは明らかです。

3. 財務省は前代表問の「虚偽」を貫く

平成30年1月28日から始まった通常国会では、本田(現)理財局長が、前任の佐川理財局長の答弁を踏襲することに終結し、国民の誰もが納得できないような詭弁を通り越した虚偽答弁が続けられているのです。

現在、近畿財務局内で本件事案に携わる職員のうち虚偽答弁を承知し、違和感を持ち続けています。

しかしながら、近畿財務局の幹部をはじめ、誰一人として本省に対して、事実に反するなど反論(異議)を言えずともしいし、それができないのが本省と地方(現場)である財務局との関係であり、キャリア制度を中心とした組織体制そのもの(実態)なのです。
本件事例を通じて、財務省理財局



ということを言ったわけですが、その書類が何たるかが説明できなければ、佐川氏の証言は根拠を失うわけでございます。

もう一つ、佐川氏は、政治家の関与がない証拠として、不動産鑑定士に基づく土地の売渡したったのでというふうに言っております。

会計検査院に伺います。  
佐川氏の不動産鑑定に基づく土地の売渡しの価格は適正であったということについて、会計検査院は認めますでしょうか。

○会計検査院長(河戸光彦) 三月二十七日の証人喚問において証人がどのような趣旨で発言したかにつきましては、会計検査院として承知しているところではございません。

土地の売払いについて申し上げれば、会計検査院は報告書において、地下埋設物撤去・処分概算額八億一千九百七十四万九千円は、算定に用いている混入率について十分な根拠が確認できないものとなっており、本件処分費の単価の詳細な内容等を確認することができなかったりしており、地下埋設物撤去・処分概算額を算定する際に必要とされる慎重な調査検討を欠いていたと認められると記載しているところでございます。

○小西洋之君 今の答弁、要すれば、売渡しの最終価格について、会計検査院は適正性の根拠を持っていないということよろしいでしょうか。

○説明員(戸田直行君) お答え申し上げます。  
土地の売払いについて申し上げます。本件処分費の単価の詳細な内容を確認することができなかったりしており、地下埋設物撤去・処分概算額を算定する際に必要とされる慎重な調査検討を欠いていたと認められるというふうに記載しているところでございます。

○小西洋之君 またこれで総理夫人等の関与がないという佐川証言の根拠が失われました。  
問題になっているのは、土地の売渡しの最終金額でございます。最終金額については、佐川証人は何も言っておりません、不動産鑑定のことだけを言っているわけではございません。しかし、その最

終金額は適正なものではないという会計検査院の判断があるわけではございません。

財務省に伺います。

財務省の中にある電子ファイルですね、電子ファイルについて、森友あるいは昭恵などのキーワード検索掛けて、その文書が存在するか野党合同ヒアリングでお願いしていただけますか、調査はしていただいておりますでしょうか。

○政府参考人(太田充君) お答えを申し上げます。  
先ほど御答弁申し上げましたように、応募録なり交渉記録なりといったものも含めて他の文書がないかということについて、この十四の決裁文書のこと、一段落を付けた上できちんとやらなければいけないと申し上げております。

その上で、今委員の御指摘は、そういう過程においてどうやって調べたかということのキーワード検索というお話がありましたが、その調べ方の一つを御示唆いただいたものというふうに承知をしておりますので、それも含めて調べると、いろんな形でとにかく調べられるものを調べるといって決意を臨みたいと思っております。

○小西洋之君 委員会要求をお願いいたします。私、かつて総務省で働いていたんですけれども、行政文書のサーバー等ですね、この森友、昭恵といったようなキーワードで検索すれば、それが含まれている全ての文書があつという間に出てまいります。財務省に、直ちにその調査をして、この委員会にその文書があるかどうかについて報告をするようにお願いいたします。

○委員長(金子原二郎君) 理事会で協議をさせていただきます。

○小西洋之君 では、今日の更なる本題に進めさせていただきます。この改ざん問題ですが、論点は二つでございます。一つは真相解明、今行ったものでございます。もう一つは、そもそもこの改ざんが、我が国の国民主権及び議院内閣制をじゅうりんする、議会政治を破壊する暴挙だということでは

います。

参議院事務局にお願いいたします。

昨年三月二日の本委員会における委員会の資料提出要求及び三月六日の検査院の検査要請の経緯と法制上の位置付けについて答弁をください。

○事務総長(郷原信昭君) お答え申し上げます。  
平成二十九年三月二日の参議院予算委員会におきまして、委員から、森友学園に対する国有地売却に關し、近畿財務局を含む財務省において作成された決裁文書及びその関連文書の提出要求がなされたことを踏まえまして、予算委員会理事會協

議を経て、予算委員長より政府に提出要求がなされたものと承知しております。また、この予算委員長による提出要求は、参議院委員会先例二八

一、報告又は記録の提出要求に關する例に基づき、憲法六十二条に定める国政調査権の行使である国会法第四十条による成規の手續を省略して行われたいと承知しております。

次に、三月六日に行われました会計検査院に対する検査要請の件について御説明申し上げます。  
平成二十九年三月六日に、森友学園(有)の国有地売却等につきまして、参議院から、憲法第六十二条に基づき国政調査権の行使として国会法第四十条の規定に基づき会計検査院に対して検査及びその報告要請がなされ、会計検査院は、会計検査院法第三十条の三に基づき検査を行い、同年十一月二十二日に参議院議長に報告書を提出したものでございます。

以上でございます。

○小西洋之君 安倍総理に伺います。  
今事務総長から答弁がありましたように、この予算委員会の三月二日の委員長の提出要求、そして会計検査院の検査は、共に憲法六十二条に基づく国会法第四十条、百五條に依拠する、基づく国政調査権の行使でございます。

改ざん文書をそれに対して国会、会計検査院に提出した政府の行為は、国政調査権を妨害した行為だということに認識をしております。何回か申し上げて

おりますが、財務省の決裁文書を書き換えた問題におきましては、国民の皆様への政治に対する信頼を覆す、損ねる事態となっていることについて責任を感じております。

また、国会の御要請に対してそうした事実ではない文書を提出したことは大変な問題であり、行政の長としてその責任を感じているところでございます。

○小西洋之君 国政調査権を妨害した行為かどうかを聞いております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 国政調査権を妨害したかどうか、その意図が、言わば国政調査権を進めていく上においてそれに資するものを出さなかつた、しかし、その意図がどういふものであつたかということについては、まさにこれからしっかりと解明されるものと、このように考えております。(発言する者あり)

○委員長(金子原二郎君) 速記を止めてください。(速記中止)

○委員長(金子原二郎君) 速記を起してください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 御指摘の妨害ということが、結果として審議を妨げることになつたということについては、そのとおりだと思っております。

○小西洋之君 では、その妨害とは、憲法六十二条及び国会法の趣旨に反する行為を内閣として行った、政府として行ったという認識でよろしいでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 法令上のこの認識については、今私はここで申し上げることはできません。

○小西洋之君 いや、憲法解釈を聞いておりますので、教えてください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 憲法上の解釈においては法制局で解釈をいたしますので、法制局から答弁をさせていただきます。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 憲法第六十二条

## 国家公安委員会委員

### 1 国家公安委員会の目的・役割

- (1) 警察法に基づき内閣府に置かれる内閣府設置法第49条の機関。
- (2) 国家公安委員会は、警察の政治的中立性を保障しつつ、警察行政の民主的運営を確保することを目的とした、国民の良識を代表する者から成る合議制機関。国の公安に係る警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信等を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行うことにより、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持することを任務とし、その任務を達成するために警察庁を管理。
- (3) 最近の主な審議事項は、
  - ・ 道路交通法の一部を改正する法律案についての審議、決定
  - ・ 指定暴力団の指定の確認、その他暴力団対策に関する審議
  - ・ 警察職員の不祥事案に関する審議 等

### 2 現委員名簿（内閣総理大臣任命 任期5年）

職名	氏名	年齢	就任状況	任期満了年月日	主な職歴
委員 (常勤)	あんどう ひろこ 安藤 裕子	70	1期 (H29.3.13～)	(R4.3.12)	元高松高等裁判所長官
委員 (常勤)	おだ たかし 小田 尚	68	1期 (H30.3.5～)	(R5.3.4)	元(株)読売新聞グループ本社取締役論説主幹
○ 委員 (常勤)	きたじま しんいち 北島 信一	73	1期 (H27.5.27～)	(R2.5.26)	元在ジュネーブ国際機関日本政府代表部在勤特命全権大使
委員 (常勤)	きむら けいじ 木村 恵司	73	1期 (H28.2.22～)	(R3.2.21)	三菱地所(株)特別顧問
委員 (常勤)	はしもと けいこ 橋本 敬子 (通称: 櫻井 敬子)	56	1期 (R元.12.7～)	(R6.12.6)	学習院大学法学部教授

○は対象となる者

### 3 今回の対象委員

職名	氏名	年齢	就任状況	任期満了 年月日	主な職歴
委員 (常勤)	(北島信一の後任) よこばたけ 横 亘 ゆうすけ 裕 介	68	—	—	元内閣法制局長官

※兼職 なし

### 4 人選に係る考え方

- (1) 国民各界各層の目線で警察を管理できる高い識見を有する者。
- (2) 社会各界の幅広い分野から均衡がとれた委員構成となるよう選考。

### 5 活動状況

- ・ 委員会としての意思決定は、週1回の定例会議で行う。(別紙会議出席状況調参照)
- ・ 日常的に、会議案件や各種治安課題について警察庁幹部から報告や説明を受け、会議に向けた検討、委員相互の意見交換、都道府県公安委員会との連絡等に従事。
- ・ 各種の事件・事故や災害の発生に際して、夜間休日を含め、緊急の報告、臨時会議等に対応。

### 6 給与

(月額) 117.5万円

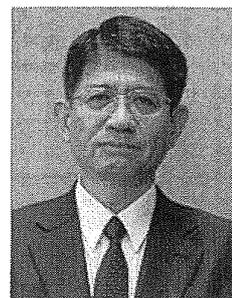
(年額) 2,367万円

※ 「特別職の職員の給与に関する法律」に基づき支給

※ 他の業務から生ずる所得が700万円を超える場合は、上記にかかわらず、勤務1日につき67,100円支給される。

# 国家公安委員会委員

よこばたけ ゆうすけ  
横島 裕介



## <任命理由>

1. 横島裕介氏は、長年にわたり検察庁、法務省及び内閣法制局に勤務し、内閣法制局長官を務めた。各種の法令等の審査等に携わった実績を有しており、幅広い識見と豊富な経験を有している。
2. 国民各層の幅広い意見を警察業務に反映させるため、高い識見を有し、豊富な行政経験を有する同氏を国家公安委員会委員に任命しようとするものである。

<略 歴> 生年月日 昭和26年10月12日(68歳)

昭和49年	3月	東京大学法学部卒業
	4月	司法修習生
51年	4月	東京地方検察庁検事(のち長野、東京、静岡、札幌各地方検察庁検事等を歴任)
平成5年	7月	内閣法制局参事官
10年	7月	法務省刑事局刑事法制課長
11年	8月	内閣法制局第一部中央省庁等改革法制室長
14年	8月	内閣法制局総務主幹
16年	8月	内閣法制局第二部長
22年	7月	内閣法制局第一部長
23年	12月	内閣法制次長
26年	5月	内閣法制局長官
令和元年	9月	退官
現		職 なし

<審議会委員等の兼職> なし

<主な著書> 「逐条解説インサイダー取引規制と罰則」(商事法務研究会、平成元年)  
「大コンメンタール刑法(第3版)第11巻」(共著、青林書院、平成26年)

<主な活動> 東京地方検察庁、札幌地方検察庁、法務省等に勤務したほか、内閣法制局において、中央省庁等改革関連法律案等の審査等に携わり、内閣法制次長、内閣法制局長官等を歴任した。

■198-参-予算委員会-7号 平成31年3月8日

○委員長（金子原二郎君） ただいまから予算委員会を開会いたします。議事に先立ち、委員長から一言申し上げます。

去る六日の本委員会における横畠内閣法制局長官の、このような場を荒げて発言するようなことまで含むとは考えておりませんとの発言は、法制局長官の職責及び立場を逸脱するものであり、そのような発言が本委員会で行われたことは誠に遺憾であります。

委員長としては、横畠長官に対し、今後かかる行為のないように厳重に注意を申し上げます。

この際、横畠内閣法制局長官から発言を求められておりますので、これを許します。横畠内閣法制局長官。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） ただいま、委員長から厳重なる注意を受けました。

国会の国政調査権は、憲法に規定されている国会の権能であり、非常に重要なものであると考えております。その上で、国会での審議の場における国会議員による質問は、憲法が採用している議院内閣制の下での国会による行政府に対する監督権能の表れであると認識しております。

一昨日の本委員会における私の発言は、このような国会での審議の場における国会議員の発言に関して、声を荒げて発言するようなことと評価的なことを申し上げたものであり、行政府にある者の発言として誠に、発言としてその立場を逸脱した誠に不適切なものでありまして、おわびをしてお返ささせていただきます。ここに改めておわびを申し上げます。

今後、二度とこのような発言はせず、国会での審議の場における国会議員の質問の重要性を踏まえ、国会での質問に対して誠実に答弁してまいります。

平成27年6月11日 横畠長官答弁

■189-参-外交防衛委員会-21号 平成27年06月11日

○小西洋之君・・・四十七年見解を作ったときに今お認めになった限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんだと、作ったときにですね、そういう理解でよろしいですか。イエスカノーかただけでお答えください。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 昭和四十七年当時の担当者の具体的な意識、認識は、先ほどお答え申し上げたとおり、そのような事態というのが国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという事実認識に立っていたわけでございますので、当時、明確に限定的な集団的自衛権の行使というものがこれに当てはまるといふ認識はなかったと思いますが、法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないといふことでございます。

平成27年8月3日 横畠長官答弁

■189-参-我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 -6号 平成27年08月03日

○小西洋之君 今、横畠長官がおっしゃられましたけれども、先ほどの大臣にお読みいただきました七月一日の閣議決定の下の（2）番ですね、皆様に確認していただきました。

あそこ書かれている基本的な論理ですね、七月一日の閣議決定。それが昭和四十七年政府見解にも書かれている。その基本的な論理について、この四名の頭の中にあつて、それが昭和四十七年政府見解の中に当時書き込まれたというふうな答弁をなさっているという理解でよろしいですか。イエスカノーかただけでお答えください。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） まさに昭和四十七年当時におきましては、その昭和四十七年見解の結論で述べておられますとおり、個別的自衛権といいますが、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみが、ここに言う外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に当たるのだという、そういう事実認識の下で昭和四十七年見解が作成されているわけでございますけれども、その前提となっている、すなわち憲法第九条の下でもなげ我がが国として武力の行使ができるのかというその基本的な論理の部分は、まさにこの基本的論理、この四十七年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということであろうというお答えをしております。

## 昭和47年政府見解の「読み替え」 平成27年3月24日

■189-参-外交防衛委員会-3号 平成27年03月24日

○小西洋之君 では、要するに、今私が申し上げたような同盟国、我が国でない他国に対する外国の武力攻撃ということもここに概念的に含まれるというふうにご考慮したのは、横皇長官、あなたが初めて法制局長官ということですのでね。

○政府特別補佐人(横皇裕介君) 同様に考えていた者がいたかどうかは存じませんが、この昭和四十七年の政府見解そのものの組立てから、そのような解釈、理解ができるということでございます。

## 濱田邦夫 元最高裁判所判事

■189-参-我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会-1号 平成27年09月15日

○公述人(濱田邦夫君)

それで、今回私も初めて目にした資料が、そのとき防衛庁というところが「自衛行動の範囲について」という見解をまとめて、それを法制局の意見を求めたということでございます。手書きのところには防衛庁とありますが、ワープロに打ち直したところは防衛庁という記載がございますけれども、いずれにせよ、これは防衛庁のものとして認められて、そのとき国会にも出されております。

この四十七年の政府見解なるもの作成経過及びその後の、その当時の国会での答弁等を考えますと、政府としては、明らかに外国による武力攻撃というものの対象は我が国であると。これは日本語の読み方として、普通の知的レベルの人ならば問題なく、それは最後の方を読めば、「したがって」というその第三段でそこははっきりしているわけで、それを強引に外国の武力攻撃というのが日本に対するものに限られないんだというふうに読み替えます。というのは、非常にこれは、何と申しますか、法匪という言葉がございますが、つまり、法律、字義を操って法律そのもの、法文そのものの意図するところとは懸け離れたことを主張する、これはあしき例であると、こういうことでございまして、とても法律専門家の検証に堪えられないと。

○蓮舫君 まず、今審議されている集団的自衛権の行使を認めるこの立法、この立法そのものは合憲の範囲内ですか。

○公述人(濱田邦夫君) 違憲です。

○蓮舫君 よく分かりました。

出典：国会会議録等より小西洋之事務所作成

2020年8月26日 参議院予算委員会 立憲・国民、新緑風会・社民 小西洋之

そして、もう一点、昭和四十七年の政府見解。私、何度も何度も音読して読んだのですけれども、どう考えても政府の答弁が分からないんです。この四十七年政府見解に限定した集団的自衛権がそもそも含まれていたと。含まれていて読めるんでしょうか。

○公述人(濱田邦夫君) それは読みたい人がそう読んでいるというだけの話で、裁判所に行き通るかという、これはあくまで一私人としての推測になりませんが、それは通らないでしょう。

○蓮舫君 この四十七年政府見解、外国の武力攻撃、これを読み替えているんですね、政府は。この読替えは法的な論理として認めることは、これは困難と解いていいのでしょうか。

○公述人(濱田邦夫君) 日本語を普通に理解する人のみならず、法律的訓練を受けた専門家から見ただけならば、とてもそのような読み方はできないと。それだけじゃなくて、先ほど申し上げたように、これは起案された僅か二日での見解なるものができて、それをばくつと時の内閣、これは田中角栄内閣になるんですか、が認めているということ、閣議決定があったわけではなくて、その法制局の意見をそのまま政府見解としたというだけの話ですね。

それで、その後の国会での審議の状況を見ますと、この作成に携わった方々が海外派兵ということには全然視野に入っていないということ、これを何回も確認しているわけで、それに加えて、防衛庁がその点について自ら作った、今お手元で差し上げた文書で、海外派兵は憲法の枠外だとはっきり言っているわけですね。それを今更ここにあったというの、先ほど申し上げたように法的な発想でしかありません。

## 宮崎礼壹 元内閣法制局長官

■189-衆-我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会-13号 平成27年06月22日

○宮崎参考人

次に、四十七年政府意見書とはどういうものかあります。

限定した集団的自衛権なら合憲であり得るという主張は、まず、四十七年意見書の文言自体に反します。同意見書は、結論として、「したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」としているのでありまして、留保なしに論理的帰結として記述しています。どうしてこの文書を集団的自衛権容認の根拠として使えるのでありましょうか。

文言に反するさらなる点を指摘します。

同意見書は、九条も、我が国がみずからの存立を全うし国民が平和のうち

出典：国会会議録等より小西洋之事務所作成

2020年8月26日 参議院予算委員会 立憲・国民、新緑風会・社民 小西洋之

に生存することまでを放棄していないことは明らかであるが、しかしながら、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、身体、幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処するためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであると指摘しています。

この部分は、昨年七月一日の閣議決定にもそのとおり引用され、「この基本的な論理は、憲法第九条の下では今後とも維持されなければならない。」とされています。

この「**外国の武力攻撃**」とは何を指すかであります。外国とは相対的な概念でありますから、その後には「国民」とありますので、それとの関係において考えしかありません。つまり、**外国の我が国に対する武力攻撃によって我が国民のと詰むしかならないのであります。**

四十七年意見書と同趣旨を述べている平成十六年六月十八日答弁書というのがあります。そこには、「外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が」と言っています。これは同じことなんです。これを見れば、外部から我が国に向けてなされる武力攻撃のことだけを指していることはより明白であります。

ところが、現在の政府答弁は、四十七年意見書に我が国に対すると明白には書かれていないから、「**外国の武力攻撃**」とある表現には、**我が国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃も含むと読めると強弁して、いわゆる新三要件には四十七年見解との連続性があると主張しているわけですが、これは、いわば黒を白と言いくるめる類いと言いうしかありません。同年意見書における集団的自衛権憲との結論は、その文章構成自体からも論理の帰結として述べられているのであって、当時の状況のみに応じた、いわば臨時的な当てはめの結果などと解する余地は全くないと思えます。**

さらに、**四十七年政府意見書から、集団的自衛権の限定的容認の余地を認め取ろうというのには、前後の圧倒的な経緯に明らかに反します。**まず、四十七年意見書がなぜ参議院決算委員会に提出されたのかのいきさつであります。

これに先立つ同年五月と九月に、野党の水口委員という方が、当時の法制次長と法制局長官に対し、集団的自衛権についての論争を挑みました。これに対して当時の真田次長、吉国長官は、最高裁の砂川判決で自衛権が承認されておられますと紹介しつつ、ある他国が仮に我が国と連帯の関係にあったからといって、我が国自体が侵害を受けたわけでないにわかかわらず、我が国が武力をもってこれに参加するということは、よもや憲法九条が許しているとは思えない、論理の帰結として、いわゆる集団的自衛権の権利は行使できない、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として申し上げているつもりと繰り返し答弁しました。

それに対し、質問者から、それではその点明確に文書で回答したいとの要求があり、それに対して政府の回答として出されたのが、この四十七年政府意見書なのであります。だからこそ、その意見書は、冒頭は、政府は、従来から一貫して、いわゆる集団的自衛権を行使することは、憲法の容認する

出典：国会会議録等より小西洋之事務所作成

2020年3月26日 参議院予算委員会 立憲・国民、新緑風会・社民 小西洋之

自衛の措置の限界を超えるものであって許されないとの立場に立っているが、これは次のような考え方に基づくものであるとの書き出しをもって始まっているのです。

さて、四十七年見解の後について見ても、集団的自衛権は、論理的に、留保なしに憲法に違反するというのが政府の一貫した明示の立場でありました。一例だけ申し上げます。

平成十六年六月、先ほど申しましたように、島聡議員という方から質問主意書が出され、政府から正式な答弁書が出されております。同議員は、ちよっと省略しますが、「場合を限局して」、限って「**集団的自衛権の行使を認めるという解釈をとることはできないか。**」と質問しているのですが、同答弁書は、先ほど述べたとおり、四十七年政府意見書とまさに同一の論理でこれを否定しているのであります。

今回の法案は、昨年の閣議決定で決めた「我が国の存立が脅かされ、」云々を存立要件と称し、**集団的自衛権の行使が限定的である歯どめ**としていきます。しかし、いわゆるホルムズ海峡の答弁や、米軍の存在が我が国の死活的利益であるとの外務大臣答弁を見れば、この要件が何らの歯どめになっていないことは既に明らかになっていると私は思います。

最近、政府当局者は、自国を守るための**集団的自衛権**とそれ以外の**集団的自衛権**を分け、後者をフルスペースの**集団的自衛権**と称し、前者は合憲、後者は違憲と言っています。しかし、**自国防衛と称して、攻撃を受けていないのに武力行使をするのは、違法とされる先制攻撃そのものであります。**また、自国の利益とかかわりがない、あるいは希薄な**集団的自衛権**などというものがかつて主張されたことがあったでしょうか。どこの国も、自国の死活的な利益にかかわると称して**集団的自衛権**の軍を出しているのです。かようなものだけをフルセット**集団的自衛権**と定義するなどは虚構であり、まして、四十七年政府意見書を含む累次の**政府見解**が違憲と言ってきたのはこのフルスペースの**集団的自衛権**のことであつたなどというのは、**歴史を甚だしく歪曲するばかりか、仮にそうであるならば、従来の政府解釈を変更したというみずから言明との矛盾も来すものであります。**

以上、**集団的自衛権の行使容認は、限定的と称するものを含めて、従来の政府見解とは相入れないものであって、これを内容とする今回の法案部分は、憲法九条に違反し、速やかに撤回されるべきものであること**を述べました。

## 大森政輔 元内閣法制局長官・元国家公安委員会委員

■189-参-我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会-17号 平成27年9月8日

○参考人（大森政輔君） 大森でございます。

私は、先般行われました閣議決定の問題点を指摘することを通じて、その

出典：国会会議録等より小西洋之事務所作成

2020年3月26日 参議院予算委員会 立憲・国民、新緑風会・社民 小西洋之

閣議決定が落とし込まれた法案についての意見とさせたいと思  
います。しかも、時間の関係もございすので、今回は、集団的自衛権の行  
使は憲法九条の下で許容されるのかという問題と、他国の武力の行使との一  
体化に関する閣議決定による見解の変更は相当であるのかという二点に絞  
って意見を述べたいと思います。

(略)

この三点に整理して、それ以来、憲法学の研究者の中には自衛隊自体の違  
憲性に関する議論も交わされてはいましたけれども、政府におきましては、  
上記整理された見解を今日まで堅持し、その保有は認容できるが、その行使、  
集団的自衛権の行使については、政府を含めて否定すべきものであることが  
その態度確認され、今日まで一貫して堅持されてきたわけでございます。

それを象徴した言葉が、例えば、この事項は集団的自衛権の行使に当たる  
から憲法九条に抵触し認められないのではないかと、このように、あたかも  
集団的自衛権の行使が憲法九条に違反する典型行為であることを前提とす  
るような形で議論がなされてきたわけでございます。

したがって、本件閣議決定による集団的自衛権の行使認容は、超える  
ことができない憲法原則ともいえるべき基本原則からの重大な逸脱であると言  
わなければなりません。

(略)

このように、集団的自衛権の行使につきましては、それが密接な関係にあ  
る当該他国の要請を受けて行われることが示すとおろ、直接的には当該他国  
を防衛することを目的とすものであり、他国防衛権あるいは他衛権という  
用語を使った方がその本質を端的に表すと考えるわけでございますが、この  
他国防衛権の行使が間接的には自国の平和と安全の確保に寄与することが  
あり得るとしても、自国に対する武力攻撃を排除することを直接の目的とす  
る個別自衛権の行使とは本質的に異なるものでございます。

このように、両者は別次元の事象であり、本件閣議決定に言うような基本  
的論理の枠内における合理的な当てはめの結果として、単に同次元における  
必要性の程度に応じて許否の区分の繰引きを移動させることができ、また移  
動させようとしたにとどまるものではございません。したがって、我が国を  
取り巻く国際安全保障環境の変化を考慮しましても、憲法九条の下で、いず  
れの場合も我が国による武力の行使を許容できると判断することは、これは  
内閣の独断でございまして、肯定できるものではございません。

以上のおろ、集団的自衛権の行使は今後も憲法九条の下で許容できる  
余地はないのに、本件閣議決定において憲法解釈の変更と称してこれを憲法  
九条の下で許容できるとして、それを前提として各種の施策を講じようとし  
ることは、内閣が閣議決定でなし得る範疇を超えた措置である。したがって、こ  
その権能を超えたものとして無効と解すべきだと思います。したがって、こ  
れを前提として自衛隊法の改正その他所要の措置を講ずることは到底認め  
られないと考える次第でございます。

(略)

出典：国会会議録等より小西洋之事務所作成

2020年8月26日 参議院予算委員会 立憲・国民、新緑風会・社民 小西洋之

この最高裁判決の先例としての価値、つまり当該先例から引き出される一  
般法理が何かというのには、あくまでいかかなる具体的争点に対してなされた判  
決かということに即して決まるものでございす。砂川判決から集団的自衛  
権の行使が合憲であるとの結論が導かれるとの主張は、こうした法律学の基  
本の理解に関係するものでございまして、到底そういうことができないので  
はございません。この判決に集団的自衛権の行使を許容する最高裁の意図を  
読み込むことは全くの暴論でございす。この暴論というのは、傍らの論じ  
やございまして、バイオレンスの暴でございす。

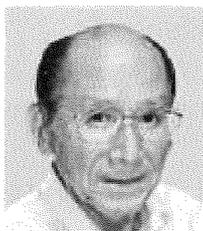
なぜこのように私が少ない時間を費やしたかと申しますと、最高裁は集団  
的自衛権行使を合憲と判断しているんだという、事実じやない言葉信じて  
本件閣議決定を支持している者が相当数に上ると推測されます。しかし、こ  
のように国民を誤って導くに至ったことは非常に遺憾でございまして、本来  
は内閣法制局がそれを是正しなかつたというところに発端があるわけでご  
ざいまして、私は内閣法制局に随分長い間いたわけてございすけれども、  
これは内閣法制局の任務の懈怠であると言わなければなりません。是非、後  
輩、現役の人たちはこれを耳に入れ、頭にたたき込んで、もう一度考えても  
らいたいものであると思ひます。

(略)

出典：国会会議録等より小西洋之事務所作成

2020年3月26日 参議院予算委員会 立憲・国民、新緑風会・社民 小西洋之

# 「集団的自衛権行使は違憲」



## 山口繁元最高裁長官

### 「立憲主義わきまをえぬ」

安全保障関連法案について、山口繁元最高裁長官(82)が1日、朝日新聞の取材に応じ、「少なくとも集団的自衛権の行使を認める立法は違憲だと言わざるを得ない」と述べた。安倍内閣が従来の憲法解釈を変えて集団的自衛権の行使を容認した昨年7月の閣議決定について、「(解釈変更は)論理的整合性があるというのなら、(政府は)これまでの見解が間違っていたと言わなければならない」と語った。▼3面インタビュー一問一答

#### 砂川事件最高裁判決

1957年7月に東京都砂川町(現立川市)の米軍基地拡張に反対した学生ら7人が基地に立ち入ったとして、刑事特別法違反の罪で起訴された。東京地裁は59年3月、米軍駐留は憲法9条違反として全員無罪とした。最高裁大法廷は59年12月、①憲法9条は自衛権を否定しておらず、他国に安全保障を求めることを禁じていない②外国の軍隊は、憲法9条2項が禁じる戦力にあたらぬ③安保条約は高度の政治性を持ち、「一見極めて明白に違憲無効」とはいえず、司法審査になじまないと判断して一審判決を破棄し、東京地裁に差し戻した。

考え方について「法治主義とは何か、立憲主義とは何かをわきまえていない。憲法9条の抑制機能をどう考えているのか」と批判する。(論説委員・高橋純子、編集委員・豊秀)

「憲法の番人」である最高裁の元トップが安保法案を「違憲」とする見解を示したのは初めて。歴代の元内閣法制局長官や憲法学者の多くが「違憲」と指摘するなか、法案の正当性に改めて疑問が突きつけられた。

山口氏は、安保法案を「違憲」と考える理由について「集団的自衛権の行使は憲法9条の下では許されな

いとする政府見解の下で、予算編成や立法がなされ、国民の大多数がそれを支持してきた」と指摘。「従来の解釈が憲法9条の規範として骨肉化しており、それを変えるのなら、憲法改正し国民にアピールするのが正攻法だ」とも述べた。

になると主張する。これに対し山口氏は「当時の最高裁が集団的自衛権を意識していたとは到底考えられないし、(憲法で)集団的自衛権や個別的自衛権の行使が認められるかを判断する必要もなかった」と否定的な見方を示した。

山口氏は、安保法案を「違憲」と考える理由について「集団的自衛権の行使は憲法9条の下では許されな

決が、法案の合憲性の根拠

安倍首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安保法制懇)は昨年5月、安保

環境の変化などを理由に憲法解釈の変更で「限定的な集団的自衛権行使」の容認を求める報告書をまとめた。内閣はこれを踏まえ、

やまぐち・しげる 1932年11月、神戸市生まれ。京大卒。東京高裁部総括判事、司法研修所長、福岡高裁長官などを歴任。第2次橋本内閣の97年10月から、第1次小泉内閣の2002年11月まで最高裁長官を務めた。長官在任中は、裁判員制度や法科大学院の導入などを柱とする司法制度改革に対応した。著書に「新井白石と裁判」。

同7月1日に解釈変更を閣議決定。山口氏は、こうした

2016年(平成28年)

9月19日

月曜日

敬老の日



第3種郵便物認可

# 社説

Editorials

## 安保法1年

## まだ「違憲」のまままだ

1年前のきょう未明、全国各地での反対行動のなかで、集団的自衛権の行使を認める安全保障関連法が成立した。

「違憲法制」との批判に対し、安倍首相は「これから粘り強く説明を行っていきたい」と語った。だが、その後の姿勢はその言葉とはほど遠い。

野党5党が国会に提出した廃止法案の審議に与党は応じなかった。夏の参院選でも首相ら与党幹部の言及は限られた。

一方で、自衛隊は安保法による新任務の訓練を始め、政府は着々と運用に動きだしている。

この1年、北朝鮮は核実験やミサイル発射を重ね、中国の軍拡や海洋進出も続く。日本周辺の情勢をみれば、安全保障環境は厳しさを増している。

だが安保法の違憲の疑いは、1年たったからといって晴れるわけではない。参院選で与党が

勝っても、廃止を訴えた野党が負けても合憲にはならない。

安保法については違憲訴訟が続いている。自衛隊は世論の後盾を欠いたまま任務の遂行を求められる。そんな事態は避けねばならない。

なぜ「違憲」なのか。国会審議をおさらいしておく。

政府は一貫して「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」との立場をとってきた。2年前に一転して「行使できる」と唱え始めたときの論拠は、集団的自衛権と憲法との関係を整理した1972年の政府見解だ。

ところが、この見解の結論は「集団的自衛権は行使できない」なのだ。その文章を変え、ことなく、解釈を百八十度ひっくり返した。

理由を問う民進党の小西洋之参院議員らに、内閣法制局長官は「(見解の中)行使容認の(

法理としては当時から含まれていた」などと答えた。

けれど、72年以降の歴代政権も内閣法制局幹部も「行使はできない」と答弁し続けてきた。昨夏の週刊朝日の取材に、72年当時の幹部は「これを根拠に解釈改憲なんて夢にも思っていなかった」と語っている。

政府の説明は説得力を欠く。安保法の成立時に、安倍首相は「時がたてば間違いなく理解は広がっていく」と述べた。

だが、朝日新聞の今春の世論調査では、安保法が憲法違反と思う人は50%、違反していないと思う人は38%。安保法に賛成の人は34%、反対は53%。国民は納得していない。

政府が安保法の運用に向かうなか、臨時国会が26日に始まる。憲法審査会でも他の委員会でもいい。与野党は安保法を改めて論じあうべきだ。

2016・9・19

# 東京新聞

中日新聞東京本社  
東京都千代田区千代田二丁目1番4号  
〒100-8505 電話 03(6910)2211

安保保障関連法の成立から一年。「連立立法」の疑いは消えず、既成事実化だけが進め、戦後日本の平和主義とは何か。その原形に立ち返るべきである。

与野党議員が入り乱れる混乱の中、安倍政権が委員会採決を強行し、昨年九月十九日に「成立」として強弁する安保関連法。今年三月に施行され、参院選後の八月には自衛隊が、同法に基づき新たな任務に関する訓練を始めた。

政権は既成事実を積み重ねようとしているのだが、その土台が揺らいでいけば、いつかは崩れてしまう。その土台とは何ぞや。日本国憲法である。

## 他衛認めめ政府解釈

七月の参院選では、安保関連法の廃止と立憲主義の回復を訴えた民進、共産両党など野党側を、自民、公明両党の与野党が圧倒した。そのことを受けて、安保関連

2016・9・20

# 社説

法の合憲性が認められたと考えるのは早計であろう。

同法には、「数の力」を理由として見過ごすわけにはいかない違憲性があるからだ。

安保関連法には、武力で他国を守ったり、他国同士に戦争に参加する「集団的自衛権の行使」に該当する部分が盛り込まれている。安倍内閣が二〇一四年七月一日の閣議決定に基づいて自ら認めたものだが、歴代内閣が長年にわたって憲法違反との立場を堅持してきた「集団的自衛権の行使」を、なぜ一内閣の判断で合憲とすることができているのか。

憲法の法的安定性を損ない、戦後日本が貫いてきた安保政策の根幹をゆがめる、この批判は免れない。成立から一年がたっても、多くの憲法学者や専門家が、安保関連法を「憲法違反」と指摘し続けているのは当然である。

現行憲法がなぜ集団的自衛権の行使を認めているとは言えないのか、あらためて検証してみよう。

## 血肉と化する専守防衛

戦後制定された日本国憲法は九条で、戦争や武力の行使、武力による威嚇について、国際紛争を解決する手段としては永久に放棄することを定めている。

ある自衛隊を持つには至ったが、自衛権の行使は、日本防衛のための必要最小限の範囲にとどめる「専守防衛」を貫いてきた。

自国と密接な関係にある外国に對する武力攻撃を、自国が直接攻撃されないにもかかわらず、実力で阻止する集団的自衛権については、主権国家として有しているが、その行使は専守防衛の範囲を超えてきた。

# 違憲性は拭い去れない

## 安保法成立1年

これは、日本国民だけで三百十万人の犠牲を出し、交戦国にとどまらず、近隣諸国にも多大な犠牲を強いた先の大戦に對する痛切な反省に基づき、国際的な宣言とされている。

その後、日米安全保障条約で米軍の日本駐留を認め、実力組織で日本の「国のかたち」でもあった。これを踏まえ、許されないと、こののが歴代内閣の立場である。日本に對する武力攻撃は実力で排除しても、日本が攻撃されない（横暴的介入）は、海外で武力を行使することはない。日本国民の血肉と化した専守防衛の平和主義は、戦後日本の「国のかたち」でもあった。

しかし、安倍内閣は日本が直接攻撃されていないにもかかわらず「わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」には集団的自衛権の行使が可能だと憲法を解釈変更していった。

その根拠とするのが、内閣法制局が一九七二年十月十四日に参院決算委員会に提出した資料「集団的自衛権と憲法との関係」だ。

安倍内閣は、自衛権行使の要件として挙げていた「外国の武力攻撃」の対象から「わが国」が抜けていること

の見解作成に関わった人は、集団的自衛権を想定したものではないことを証言している。

国会での長年にわたる議論を経て確立した政府の憲法解釈には重みがあり、一内閣による恣意的な解釈が認められないのは当然だ。それを許せば、国民が憲法を通じて権力を律する立憲主義は根底から覆る。安倍内閣の手法は、歴史の検証には到底、耐えられない。

## 憲法の危機直視せよ

日本の安保政策を、専守防衛という本来の在り方に戻すには、集団的自衛権の行使を認めた閣議決定を撤回し、安保関連法を全面的に見直す必要がある。

安倍政権は、自民党が賛成してきた憲法改正に向けて、衆参両院に置かれた憲法審査会での議論を加速させたい意向のようだが、政府の恣意的な憲法解釈を正すことが先決だ。与野党ともに「憲法の危機」を直視すべきである。

出典：国会図書館提供資料（平成28年9月20日東京新聞社説）より小西洋之事務所作成  
2020年3月26日 参議院予算委員会  
立憲・国民・新緑風会・社民 小西洋之